

第2章 自殺防止について

1 基本的な心構え

○ 児童生徒に寄り添う

児童生徒はリストカット等の行為を通じて自殺のサインを示すときがあります。その際、「リストカットは他者の気をひくため」とか、「死にたいと言う人に限って死なない」といった考え方で接してしまうと、自殺の防止にはつながりません。

教員は、正しい知識を持つとともに、時に、自殺の危険を示すサインに気づき、寄り添い、児童生徒の孤立を防ぎ支援する「ゲートキーパー」としての重要な役割を担う可能性があることを意識して対応することが必要です。

○ 児童生徒の示すサインを一人で抱え込まない

自殺の危険性の高い児童生徒については、担任等が一人で抱え込むことなく、**チーム**による対応や支援に繋げていくことが大切です。多くの目で児童生徒を見守ることで、児童生徒に対する理解が深まるとともに、より適切な対応方針を検討することができます。

○ 関係機関と連携する

自殺を考える児童生徒の背景には、学校の問題、家庭の問題、異性の問題、進路の問題等、様々な要因が存在することがあります。

きめ細かな対応を進めていくためには、学校だけの対応ではなく、**家庭や関係機関等との連携**が必要です。関係機関との連携に際しては、医療、福祉、警察等、それぞれの役割を見極めながら、学校が主体となって協力を求めていく姿勢が大切です。

2 自殺に関する事例と対応のポイント

2 自殺に関する事例と対応のポイント

事例1 リストカット

Aは、両親の離婚後、不眠や頭痛のため学校を休みがちになっていた。

Aは離婚の原因は自分にあると思い込んでいる様子であった。

Aのことを気にかけていた担任は、ある日の放課後、二者面談の場を設け、話を聴くこととした。

冒頭、担任からの問いかけにAは「大丈夫です。」と発言していたが、面談も終わりそうになった頃、「先生、親に内緒にしてくれますか。」と左手首の無数の傷を見せた。

Aは1ヶ月ほど前から、自宅でリストカットを繰り返していることを告白した。また、「血がにじむのを見ると安心感に包まれる」や「今日は先生と話せたから大丈夫だと思うけど、切りたくなったらまた切ります」とも発言した。



このような事例の対応のポイントは何かでしょうか？

事例1への対応のポイント

- 叱ったり本人を責めたりすることは避ける。
- 児童生徒の思いに寄り添い、耳を傾ける。

リストカットした児童生徒に対して、「そんなことをしてはいけない」と否定したくなることもあります。まずはそういう行為をせざるを得なくなった児童生徒に寄り添い、心配していることを伝え、思いを傾聴することが大切です。

具体的対応

- 声をかけ、二者面談等で対応
 - ・ TALKの原則に基づいた対応 → 45 ページ
 - ・ 自傷行為への対応 → 49 ページ
- 組織で情報共有
 - ・ 対応方針の検討 → 46 ページ
- 保護者との連携について検討
 - ・ 保護者との連携の在り方 → 47 ページ
- 関係機関との連携
 - ・ 医療機関等との連携の在り方 → 48 ページ

2 自殺に関する事例と対応のポイント

事例2 自殺念慮を打ち明けられた

2年生のAは、夏季休業中、生徒会役員として文化祭の準備を進めていた。

ある日、Aは他の生徒会役員と文化祭の企画をめぐり、口論となり、仲裁に入った別の生徒に対しても不満をぶつけた。

このトラブルの翌日に、その内容を聞いたAのクラス担任は、Aから丁寧に聞き取りをし、Aの気持ちを受け止めるとともに、同日夕方に、保護者にも状況を説明し、連携して見守っていくこととした。

始業式間近の8月末、文化祭の準備のため登校したAに担任が声をかけたところ、Aは「先生、もう死にたいです。」と発言した。



このような事例の対応のポイントは何か？

事例2への対応のポイント

- **情報を組織で共有し対応する。**
- **保護者、関係機関との連携を検討する。**

自殺念慮を打ち明けられた場合、その思いをきちんと受け止めつつも、個人で抱え込むことなく、組織で情報を共有し、保護者とも連携を図り、必要に応じて関係機関との連携も検討する等、組織で対応を検討することが肝心です。

具体的対応

- 声をかけ、二者面談等で対応
 - ・ TALKの原則に基づいた対応 → 45 ページ
- 組織で情報共有
 - ・ 対応方針の検討 → 46 ページ
- 保護者との情報共有・見守り依頼 → 47 ページ
- 関係機関との連携
 - ・ 医療機関等との連携の在り方 → 48 ページ

3 自殺のサインを察知した際の具体的な対応

(1) 児童生徒が示す危険サイン

ア 自殺の心理

一見何の前触れもなく起こったように見える自殺でも、実際には徐々に危険な心理状態に児童生徒は陥っているものです。自殺にまで追いつめられる児童生徒の心理には、以下のような共通点を挙げることができます。

ひどい孤立感:「居場所がない」「皆に迷惑をかけるだけだ」「誰も自分のことを助けてくれるはずがない」などしか思えない心理状態に陥り、頑なに自分の殻に閉じこもってしまう。

無価値感:「私なんかいない方がいい」「生きていても仕方がない」など生きている意味など何もないという感覚にとらわれてしまう。

強い怒り:自分の置かれているつらい状況へのやり場のない怒りが自分自身に向けられる。

苦しみが永遠に続くという思いこみ:自分の苦しみはどんなに努力しても解決せず、永遠に続くという絶望的な感情に陥る。

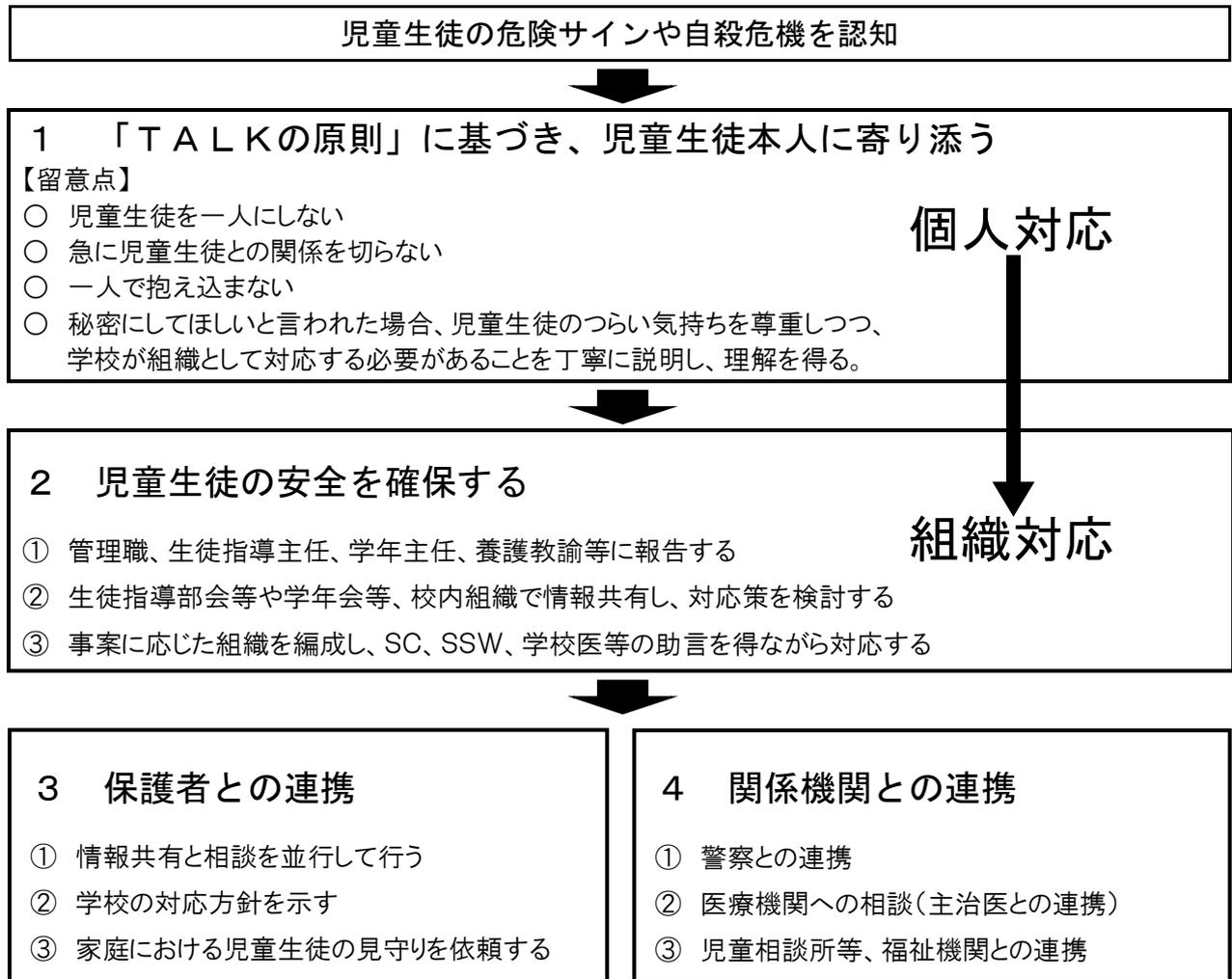
心理的視野狭窄:自殺以外の解決方法が全く思い浮かばなくなる。

イ 自殺のサイン

自殺のサインは以下のように多様です。これらを含め、児童生徒の小さな変化を把握することが大切です。日頃から、アンテナを高くし児童生徒の変化を的確に捉え、早期に自殺の危険性を察知し、適切に対応することが重要となります。

- 自傷行為
- 自殺をほのめかしたり、自殺の具体的な計画を立てたりする
- 友人との交際をやめて、引きこもりがちになる
- これまでに関心のあった事柄に対して興味を失う
- 別れの準備(整理整頓、大切なものを友達にあげる等)
- 注意力がなくなる
- 最近の喪失体験
 - 大切な人の最近の自殺
 - 成績が急に落ちる
 - 身だしなみを気にしなくなる
- いつもなら楽々できるような課題が達成できない
- 学校に通わなくなる
- 乱れた性行動に及ぶ
- 不安やイライラが増し、落ち着きがなくなる
- 家出や放浪をする
- 自殺の思いにとらわれ、自殺についての文章を書いたり、絵を描いたりする
- 不眠、食欲不振、体重減少などのさまざまな身体の不調を訴える
- 健康や自己管理がおろそかになる
- 過度に危険な行為に及ぶ、実際に大怪我をする
- 自分より年下の子どもや動物を虐待する
- 投げやりな態度が目立つ

(2) サインに気づいた際の対応の流れ



(3) 本人に寄り添った個人の対応 (TALKの原則)

深刻な相談を児童生徒が持ちかける際、その初期対応のほとんどは担任などの個人が担うこととなります。その際に「大丈夫、頑張れば元気になる」などと安易に励ましたり、「死ぬなんて馬鹿なことを考えるな」などと叱ったりしがちですが、一番大切なことは児童生徒の悩みをしっかりと受け止め、寄り添うことです。そのためには「TALKの原則」を知っておくことが大事です。

TALKの原則 ～自殺の危機に気づいたときの対応法～	
TELL	言葉に出して心配していることを伝える
ASK	「死にたい」という気持ちについて率直に尋ねる
LISTEN	絶望的な気持ちを傾聴する
KEEP SAFE	安全を確保する

3 自殺のサインを察知した際の具体的な対応

「TALKの原則のポイント」 ～個人対応から組織対応へ確実につなぐ～

T はっきりと言葉に出して「あなたのことを心配している」と伝える。
相談されたら「話してくれてありがとう。」と感謝を伝える。

例)「死にたいくらい辛いことがあるのね。とてもあなたのことが心配。」

A 死にたいと思っているかどうか、率直に尋ねる。
「気持ちをわかってくれるかも。」との思いが生まれることが期待できる。

例)「どんなときに死にたいと思ってしまうの」

L 解決策を示そうとあせらず、聴き役に徹する。
児童生徒が話したいことをたくさん話せる相手であることを心がける。

K 危ないと思ったら、まず本人の安全を確保し周囲の人の協力を得て、適切な対処をする。

コラム 「親に内緒にしてほしい」と言われたら？

児童生徒から相談を受けた際に、「親に内緒にしてほしい」と言われた場合も、児童生徒の要望に寄り添いながら「一人で抱え込まず、組織で対応する」ことが重要となります。また、過去には、学校が相談を受けていたことを保護者に知らせていなかったことで、児童生徒の自殺後に保護者とトラブルになった事例もあります。

保護者に伝えざるを得ないような状況では、児童生徒が何を心配しているのか、そのことに共感の意を示しながらも、学校として保護者に説明するべき事案であることを本人に伝え、その説明方法等も含め、本人の同意を得ることが大切です。児童生徒の状況に応じ、本人も同席の上保護者と面談したり、本人を前にして保護者に電話したりするなど、児童生徒の気持ちを理解しながら、児童生徒が抱える悩みを保護者と共有することが大切です。

(4) 組織での情報共有・対応の検討

ア 組織体制

チームを組み、複数で対応することで、冷静な判断の下、適切な支援ができます。一人で抱え込まず、組織対応につなげることが必要です。

管理職、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、担任、部活動顧問、SC、学校医等、必要に応じた体制を整えましょう。

イ 情報の共有

まずは現状についてなるべく正確に情報を共有することが重要です。事実についての記録も開始します。

これまでの経緯、過去の状況等も確認します。以前在籍していた学校での状況を知ること大切になってきます。

ウ 対応の検討

○ 適切な見立て

対応の検討に際して、まずは適切な見立てが必要です。SCや学校医などの専門的な知見も取り入れながら、児童生徒の状態について以下の観点も踏まえ、適切な見立てを行います。

本人の性格や特性、障害や疾患の有無、家庭的背景、虐待の可能性、学習・進路の悩み、人間関係（いじめ等）、異性の悩み 等

○ 対応方針の検討

以下の観点も参考に、対応方針を検討しましょう

本人への働きかけ

- ・ 教員による日常的観察やケアを継続する。
- ・ 教育相談による支援を行う。
- ・ 相談機関を紹介する。等

保護者との連携

- ・ SCや学校医等の助言をもとに、保護者との連携の必要性等を検討する。

関係機関との連携

- ・ 医療：精神科受診の必要性等を検討、本人・保護者にアプローチする。
- ・ 福祉：児童相談所やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）との連携を検討する。
- ・ 警察：必要に応じ、心配な内容を相談する。

他の児童生徒への配慮

- ・ 他の児童生徒へ影響を及ぼす可能性がある場合の対応を検討する

（5） 保護者との連携

児童生徒の命に関わることについて、学校だけで抱えるのは禁物です。万が一のことがあった場合、後で学校が保護者に何も伝えていなかったことがわかると、トラブルになることは必至です。

一方、保護者に伝えることが難しかったり、伝えることで状況が悪化したりする例もあります。その場合も、最悪を想定しながら、最善の策を考えるという姿勢が大切です。

当然、休日や夜間の見守りは家庭にお願いすることになります。保護者には、本人が家出した等、何かあった場合にはすぐに警察に電話するよう伝えておくことが大切です。

医療への受診を保護者に勧める場合、受診に抵抗感を持つケースもあります。例えばSCと連携を図り、SCの見立てを伝えたり、SCも同席して保護者と面談したりするなどの対応も考えられます。また、家庭的背景がある場合は、SSWの力を借りてアプローチすることも検討しましょう。

3 自殺のサインを察知した際の具体的な対応

(6) 関係機関との連携

学校は医療、福祉、警察との連携が必要になる場合があります。

本人が精神科等受診している場合で、危険性が高い場合には、保護者の了解を得て、学校が医療と連携し、学校として心配な点や本人と関わる際の留意点等について相談したり助言を得たりすることが大切です。

背景に虐待が考えられる場合は、児童相談所や市町村の児童福祉担当課等に通告したり、具体的に相談したりすることも重要です。その他の家庭的な問題についてアプローチが難しい場合、SSWを活用することもできます。

学校内で心配な事案が起きることが考えられる場合、あらかじめ警察と情報共有し、助言を求めておきます。

関係機関との連携については、それぞれの立場でできることは何かを理解し、協力関係を打ち立てなければなりません。実際にどのような機関とどのような連携ができるかを、以下の表を参考に日頃から確認しておくことが大切です。

連携機関	連携内容	機関名・連絡先
学校医	医療との連携に関する助言	
総合教育センター	精神科医・(公認)臨床心理師への相談・対応の助言	
教育委員会・教育事務所	SC・SSW派遣要請	
SC	危険を抱えた児童生徒への個別対応	
SSW	連携機関に関する助言、他機関との連携に関する調整	
児童相談所	対応に関する助言、児童生徒への直接的な対応の依頼、虐待が疑われる場合の通告・相談	
市町村の児童福祉担当課	危機を抱えた児童生徒への対応に関する助言、虐待が疑われる場合の通告・相談	
精神保健福祉センター	危機を抱えた児童生徒への対応に関する助言	
保健所	保健相談等の対応依頼	
地元警察署	危機を抱えた児童生徒の安全確保・対応に関する助言	
少年サポートセンター	問題を抱えた児童生徒とその保護者への助言	

コラム 自傷する児童生徒への対応

中高生を対象にした複数の調査では、およそ1割の子が「わざと自分の体を刃物で傷つけたことがある」と回答しているそうです。

自傷の多くは、つらい気持ちを解消するために繰り返されますが、必ずしも「死にたい」と思っているわけではありません。

しかしながら、10代で自傷した経験のある人は、その後10年以内に自殺に至るリスクが、そうでない人の数百倍にも上ると報告されています。また、オーバードーズ(処方された薬等の過剰摂取)の経験者については、さらにその危険性が高まると考えるべきでしょう。

リストカット等の行為は、その後の自殺にもつながりかねない危険なサインであるという認識を持ち、以下のポイントを理解しておくことが大切です。

STEP 1 自傷する人を追い詰める言動を控える

自傷は、誰からの助けも得られない状況に対処するための本人なりの手段ですので、いきなり「やめなさい」と言ったり、叱責したりするのは避けるべきですし、逆に冷淡すぎる過小な反応が良いわけでもありません。感情のままにふるまわない冷静さが必要です。

STEP 2 行動の裏にある思いに耳を傾ける

相談をされたら、解決策を示そうとあせらず、基本的には聴き役に徹しましょう。自傷がなぜいけないのか説得しようとしても、自傷を繰り返す本人の心には響かないといえます。行動の裏にある思いを聴き出すためには、自傷という行動を頭ごなしに否定せず、話せたことを評価していくことが大切です。

STEP 3 より良い手段を一緒に考える、提案する

本人のつらさを受け止めるだけでなく、つらさを減らすためにどうすれば良いかを一緒に考え、関わり続けていきましょう。

自傷に頼り切ることの危険性は懸念としてはっきり伝えることが大切です。その上で、切りたい衝動がすぐに切ることにつながらないようにするための方法(氷を握りしめる等の置換スキル)を一緒に考えたり、専門的な相談窓口(93ページ「個人向け相談窓口一覧」参照)を伝えたりすると良いでしょう。

※参考：自傷・自殺のことがわかる本 自分を傷つけない生き方のレッスン
(監修 松本俊彦)

4 自殺予防教育の推進

(1) 自殺対策基本法

平成28年4月に一部改正された自殺対策基本法では、学校の努力義務として以下が規定されました。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

法の規定に基づき平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」には、「学校において、体験活動、地域の高齢者等との世代間交流等を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育に偏ることなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育、心の健康の保持に係る教育の実施に向けた環境づくりを進める」と明記されました。

自殺総合対策大綱では、次の三点が示されています。

- ・ 命の大切さを実感できる教育
- ・ 様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育
(いわゆる「SOSの出し方に関する教育」)
- ・ 心の健康の保持に係る教育

(2) 命の大切さを実感できる教育

小・中学校の学習指導要領には、「特別の教科 道徳」(以下「道徳科」という。)の中で、小学校の低学年段階から中学校段階までの全ての段階で指導すべき内容項目として、「生命の尊さ」が示されています。

また、高等学校の学習指導要領には、特別活動のホームルーム活動の内容の一つに、「生命の尊重」等が示されています。

各学校では、全ての教員が、生命を尊重する心の育成が自殺予防にもつながることを十分に理解し、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育との関連の中で、道徳科等の授業等を通して、児童生徒が命の大切さを実感できるよう、計画的に指導することが大切です。

(3) 様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育

様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育が、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」に当たります。

SOSの出し方に関する教育の目的は、次の二点とされています。

- ・ 危機に直面した際に、問題を一人で背負い込まず、適切に援助希求行動をとれる力を身につけさせる。
- ・ 友人の危機に遭遇した際に、一人で抱えず、信頼できる大人につなぐことのできる力を身につけさせる。

全ての学校において、それぞれの発達段階に応じ、授業や特別活動等、日々の教育活動の中で、この二点を念頭に置くことが大切です。児童生徒たち自身が、主体的に考え、他の児童生徒たちと学び合い、助け合う環境を整備することも重要です。

児童生徒には、県立総合教育センター「よい子の電話教育相談」や、各自治体の相談窓口を周知することが大切です。また、自治体の福祉関係部署等と連携し、地域の保健師、社会福祉士、民生委員等による児童生徒への講演等を行うことも有効です。

なお、文部科学省 29 初児生第 38 号「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について（通知）」において、教科等の授業等の一環として、SOS の出し方に関する教育を少なくとも年 1 回実施するなど積極的に推進することとされています。

（４）心の健康の保持に係る教育

心の健康の保持に係る教育については、学習指導要領において、体育や保健体育及び特別活動等の中で、関連した内容を指導することになっています。

各学校において、学校保健計画等との関連を図りながら、心の健康の保持に係る教育を、計画的に実施します。

（５）自殺予防教育に関する教材・資料

指導を行うに当たっては、県教育委員会作成の「学校教育における自殺予防」や、下記文部科学省作成の教材に加え道徳科や保健体育の教科書等を適切に活用します。

「学校教育における自殺予防」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/sonotaseitoshidou/documents/gakkoukyouikuniokerujisatuyobou.pdf>

「子供に伝えたい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引）」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351873.htm

「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm

小学生用啓発教材「わたしの健康」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506.htm

中学生用啓発教材「かけがえのない自分 かけがえのない健康」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111804.htm

高校生用啓発教材「健康な生活を送るために」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm

5 自殺が起きてしまったときの対応

児童生徒の自殺は、その家族はもとより、多くの人々に深刻な影響を及ぼします。遺族に対しては誠実に関わるとともに、影響を受ける児童生徒たちのケアに努め、保護者には児童生徒の見守り等を依頼することが大切となります。

ここでは対応のポイントを記載していますが、型どおりの対応がかえって遺族の心の傷を深めること等もありますので、個々のケースにおいて「なぜそうするのか」を考え、臨機応変な対応を心がけてください。

(1) はじめに

実際には、状況の把握が十分できないままであっても、当面の対応を始めることになります。まずは、深呼吸をするなど気持ちを落ち着かせ、遺族に対して心からの弔意を示すことを念頭に、対応の態勢について検討することが大切です。初期の心構えとして以下が大切です。

- ・ 遺族の気持ちに寄り添い、その意向を尊重する。
- ・ 児童生徒の心のケアに努める。
- ・ できるだけ早期に通常の教育活動が実施できるようにする。

ア 状況を把握し記録を開始する

まずは、客観的で正確な事実の把握に努め、教育委員会へ速やかに一報を入れます。また、学校での対応について時系列で整理し記録することが必要です。

イ 当面の対応を想定・検討する

遺族を訪問し、弔意を伝えるとともに、学校の考えを伝え、遺族の了解を得た上で、在校児童生徒や保護者に事実を伝え、ケアに努めることとなります。

遺族

- ・ 訪問し弔意を伝える。
- ・ 学校として必要な今後の対応方針を伝え、意向を伺い、了解を得る。

在校児童生徒

- ・ 事実を伝える。
- ・ 心のケアに努める。
- ・ 葬儀への参列を検討する。

保護者

- ・ 文書等で事実を伝えるとともに、家庭での見守りを依頼する。
- ・ 保護者会の実施を検討する。
- ・ P T A代表と情報を共有する。

ウ 役割分担を検討する

下記のように適確な役割分担を行うことで対応が円滑になります。

遺族との窓口、学年担当、ケア担当、保護者担当、報道担当 など

(2) 情報の扱い

ア 留意すること

- ・ 「自殺かどうか」について学校は判断できません。警察が公表している情報などにより事実確認をします。
- ・ 自殺の動機や背景はすぐにはわかりません。児童生徒同士のトラブルや教員の不適切な対応はなかったなどと決めつけないことが大事です。また、断片的な情報の公表も誤解を招く原因になりますので、慎重な対応が必要です。
- ・ 噂話が広がらないよう、正確で一貫した情報の発信を心がけます。その際も、遺族の意向を尊重し伝え方について了解を得ることが必要です。
- ・ ネットを通じ、誤った情報や人権侵害に当たる内容が書き込まれ、影響が大きくなる場合があります。情報の管理について配慮することが大事です。

イ 報道等の対応について

- ・ マスコミからの問い合わせ、保護者からの問い合わせについては、それぞれ窓口を一本化します。校長とは別に担当を置くのが良いでしょう。
- ・ 教育委員会と相談し、想定Q&Aを準備します。その際、伝える内容については、予め遺族の意向を確認し了解を得ます。

なお、緊急時の報道対応等については、平成20年度県立総合教育センター研究報告書第322号「学校における緊急支援体制の確立 ～心的ケアの観点から～」(http://www.center.spec.ed.jp/d/h20/shidousoudan/322_shidousoudan.pdf)が参考になります。

ウ 自殺の背景について

文部科学省の「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」では、事案発生後速やかに学校が行うものとして「基本調査」が示されています。以下の情報を迅速に整理し、設置者に報告するとともに、適切に遺族に説明することになります。

【基本調査で実施、整理する項目】

- ① 遺族との関わり・関係機関との協力等
 - ② 指導記録等の確認
 - ③ 全教員からの聴き取り（調査開始から3日以内を目途とする）
- ※ 状況に応じ、亡くなった児童生徒と学級や部活動などにおいて関係の深かった児童生徒への聴き取り調査も適切に実施（ただし、自殺の事実が伝えられていない場合には、制約を伴う）
- ※ いじめが背景に疑われる場合は、いじめ防止対策推進法に基づく重大事態としての対処が法律上義務づけられており、「基本調査」及びそれに続く「詳細調査」は重大事態の調査に当たります。

詳しくは「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（改訂版）

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/063_5/gaiyou/1351858.htm)参照

5 自殺が起きてしまったときの対応

(3) 遺族への関わり

ア 弔問の心構え

- ・ できるだけ早く連絡をとる。
- ・ 心からの弔意を伝え、遺族の心情に寄り添う。
- ・ 遺族が学校の対応に関する疑問等を口にした場合、安易に否定すること等は慎む（「確認します」等の返答が考えられる）。

イ 遺族への確認事項

学校は児童生徒へ事実を伝えたり、保護者やマスコミに対応したりする必要が生じます。全てについて遺族の意向を尊重することになりますが、事前に学校の考え方を整理し、提案できるようにしておくことが大切です。一方、遺族の心情に配慮し、性急な印象を与えないようにすることも重要です。

- ・ 他の児童生徒への伝え方について（読み原稿を見せる等）
 - ・ 他の保護者への伝え方について（通知文案を見せる等）
 - ・ マスコミからの問い合わせに対する回答の仕方について
- ※ 全てにおいて遺族の意向を優先させる。

コラム 遺族に「事故死として扱う」と言われたら？

遺族から「事故死として扱う」と言われればそれを尊重しますが、学校が嘘をつく形になると、児童生徒や保護者の信頼を失いかねません。過去には、遺族の気持ちに寄り添ったことから「家の都合で引っ越した」と児童生徒に伝えたため、学校が信頼を失った例も報道されています。

「家族からは〇〇と聞いています」という表現にとどめる等の工夫が必要です。

(4) 児童生徒への対応

児童生徒へ事実を伝えるに際しては、綿密に準備する必要があります。次の三つがポイントとなります。

- ・ 正確な情報を提供し、児童生徒の不安を低減させ、憶測に基づく噂が広がることを防ぐ。
- ・ 不安定になった児童生徒に対し適切なケアを行う。
- ・ なるべく早く通常の教育活動を再開できるようにする。

ア 児童生徒に事実を伝える

児童生徒に事実を伝える際には、遺族の意向も確認しながら、集会やクラスでの伝え方、伝えた後の動揺が予想される児童生徒のリストアップ、伝えた後のカウンセリング体制等について、準備を綿密に行うことが必要です。

○ 伝える時期

既に報道等で事実が明らかになっていたり、無くなったことを他の児童生徒が知っていたりするような場合は、なるべく速やかに児童生徒達に伝えられるよう準備することが必要です。ただし、遺族の意向が確認できないまま性急に対応するのは禁物です。

児童生徒に伝える時間としては、できれば朝一番など、なるべく早い時間帯に伝えた上で、児童生徒の変化に対応できるよう、観察体制等を整えるべきです。放課間に伝え、不安定になった児童生徒をそのまま帰宅させることはさけるべきです。

そのまま帰宅させることが不安な児童生徒については、保護者に迎えにきてもらう等の対応が大切です。

○ 集会等の方法

全校集会で伝えた場合、パニックが伝染する危険性もあります。全校集会にするか、当該学年とそれ以外の学年に分けるか、あるいは放送を使うか、事案に応じ検討します。

○ 集会で校長から伝える際の注意

メッセージは短く、死亡の事実を簡潔に伝え、黙祷をすることが基本です。感情を込めすぎた表現は児童生徒の動揺を引き起こすため避けるべきでしょう。

○ クラスでの伝え方

当該クラス、学年、他の学年等、当該児童生徒との関係の深さによって伝え方が違ってくる場合もあります。伝える内容の基本形を定めた上で、学年会議等で十分検討しましょう。

○ 伝えした後

あらかじめ検討した手順で、気になる児童生徒についてカウンセリングしたり、休ませたり、保護者に引き渡したりする等しましょう。

※ 亡くなった児童生徒の兄弟姉妹に児童生徒がいる場合は、在籍校の管理職間で情報共有し、見守りを依頼する等の対応も大切です。

イ 児童生徒の心のケア

○ 児童生徒に事実を伝える前に会議を開き、ケア体制を整える

- ・ 配慮が必要な児童生徒をリストアップする
 - ・ 対応する人員やスペースの確保を検討する
 - ・ 不安定になった児童生徒が出た場合の対応についてあらかじめ検討する（保護者に迎えにきてもらう、保護者に家庭での見守りを直接依頼する 等）
 - ・ SCが必要となる日程を確定し、派遣を依頼する
- ※ その他、必要となる事項を想定し、検討するようにします。

5 自殺が起きてしまったときの対応

○ 配慮が必要なケースとは？

以下のポイントを踏まえ、配慮が必要と思われる児童生徒をリストアップします。

- | |
|--|
| ア 一般的な反応（心と体に起こること）を示す児童生徒
自分を責める、他人を責める、死への恐怖に悩む、集中できない
ひとりぼっちで過ごす、話をしなくなる、気持ちが落ち込む
ひとりであることを怖がる、子供っぽくふるまう、過剰に元気にふるまう
反抗的、食欲不振、不眠、悪夢、頭痛、息苦しさ、腹痛、下痢、便秘、倦怠感 |
| イ 反応の有無にかかわらず配慮が必要な児童生徒
自殺した児童生徒と関係が深い児童生徒
元々自殺のリスクの高い児童生徒
現場を目撃した児童生徒
ストレスにさらされている児童生徒 |

○ 気になるケースへのアプローチ

- ・ 配慮が必要な児童生徒のカウンセリング等に対応するとともに、必要に応じて家庭訪問や電話連絡で直接家庭等への見守りを依頼します。
- ・ 他の児童生徒に対しても、学校の相談体制を周知し、配慮が必要なケースを優先しつつ、広く希望者を受け付けます。

（5） 保護者への説明

保護者への説明について、次のポイントを踏まえて対応します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 正確な情報を提供し、憶測に基づく噂が広がることを防ぐ。・ 児童生徒への適切な接し方等、家庭での見守りを依頼する。・ 学校と保護者の協力関係を構築する。 <p>※ あらかじめPTA代表との連携を図り、協力してもらうことも大切</p> |
|---|

○ 保護者宛通知による情報提供

通知には、今回の事実についての簡潔な説明、児童生徒に対する学校の対応や今後の予定、家庭での児童生徒への接し方や見守りに関する依頼、学校での教育相談や外部相談機関の紹介等について記載します。

○ 保護者会

保護者会を開催する場合は、教育委員会と相談の上、できるだけ早くに行えるよう準備しますが、遺族の意向をきちんと確認した上での対応となります。

伝える内容としては、発生した事実の概要、学校の対応経過や今後の予定、学校の見解、関連情報等が考えられます。また、SCの協力を得られる場合には、家庭での見守り等に関する講話の実施も検討します。

保護者から質問があることを想定し、教育委員会と相談しながら、あらかじめQ&Aを準備します。

保護者の不安や相談に対応できるよう、終了後に対応できる教員を待機させること等の配慮も大切です。

(6) 葬儀参列等

通夜、葬儀への関わりについては、遺族の意向を確認して対応を決めることが肝心です。また、遺族の意向は途中で変わるという前提で、柔軟に対応できるよう準備しておくことも大切です。

例えばクラス全体で葬儀等に参列する場合、事前のマナー指導や教員による引率も必要となってきます。また、葬儀に参列するかどうかは児童生徒とその保護者の判断ですので、強制しないことも大切です。

ごく親しかった数名だけが参列するような場合にも、教員が引率するか、保護者に同伴を依頼するか検討します。

(7) 学校としての葬儀後の関わり

葬儀が終わっても、学校として関わりを絶つことなく、遺品の返却等、節目節目で関わりを続けます。遺族のその時々感情を受け止め、必要に応じ相談機関の紹介なども検討します。

※ その他詳しくは文部科学省「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/11/11/1304244_01.pdf) を参照してください。

5 自殺が起きてしまったときの対応

(8) 対応の簡易チェックリスト

※ 自殺が起きてしまったときの対応についてチェックリストとしてまとめています。
左ページ「検討すべき事項」を組織で検討し、右ページ「実際の対応」につなげます。

対応の過程	検討すべき事項
発生時	<input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 記録の開始 <input type="checkbox"/> 教育委員会との連携 <input type="checkbox"/> 役割分担の確認 <input type="checkbox"/> 報道対応 <input type="checkbox"/> ケース会議・職員会議 <input type="checkbox"/> 基本調査の開始
遺族への 弔問等の際	<input type="checkbox"/> 弔問の体制（管理職、担任、学年主任、部活動顧問等） <input type="checkbox"/> 遺族への確認事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒に伝える内容や伝え方等 ・ 保護者に伝える内容や伝え方等 ・ 葬儀の予定、参列の可否 <input type="checkbox"/> 基本調査の整理、報告の時期
児童生徒に 伝える際	<input type="checkbox"/> 伝える方法（いつ、どこで、誰が） <input type="checkbox"/> 配慮を要する児童生徒のリストアップ、「心と身体の健康調査」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係の深い児童生徒 ・ もともと悩みを抱えている児童生徒 ・ 既に症状が出ている児童生徒 等 <input type="checkbox"/> S Cの手配、ケア体制の確立
保護者に 伝える際	<input type="checkbox"/> 保護者への見守り依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者宛通知の発行 ・ 保護者会の開催 ・ P T A役員等との連携
葬儀等	<input type="checkbox"/> 教員の葬儀参列体制 <input type="checkbox"/> 児童生徒の葬儀参列体制・マナー指導 <input type="checkbox"/> 保護者への見守り依頼
葬儀後	<input type="checkbox"/> 適切な遺族への関わり



※ 簡易なチェックリストであり、全てを網羅しているわけではありません。全ての項目が必要ではありませんし、全て実施できるわけでもありません。教育委員会と連携し対応の詳細を検討する必要があります。

実際の対応		
遺族に対して	児童生徒に対して	保護者に対して
<input type="checkbox"/> 弔問 <ul style="list-style-type: none"> ・ 弔意を示す ・ 遺族の意向、要望等確認 ・ 児童生徒や保護者への伝え方確認 ・ 葬儀の予定、参列の可否確認 		
	<input type="checkbox"/> 集会、HR等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事実を伝える ・ ケア体制を伝える ・ 情報の取り扱いについて注意する <input type="checkbox"/> 配慮の必要な児童生徒に対するケア	<input type="checkbox"/> 配慮の必要な児童生徒の保護者との協力、支援
		<input type="checkbox"/> 保護者宛通知の配布、保護者会の実施
	<input type="checkbox"/> 葬儀の引率、見守り等	<input type="checkbox"/> 保護者への見守り依頼
<input type="checkbox"/> 遺品の返却等 <input type="checkbox"/> (適切な時期に) 基本調査の結果報告	<input type="checkbox"/> 継続的な見守り	

5 自殺が起きてしまったときの対応

コラム 心と身体^{ココロ}の健康調査

児童生徒へ事実を伝えた後に、「心と身体^{ココロ}の健康調査」を実施し、事前に予想した以外に、配慮の必要な者がいるか確認するという方法があります。

また、健康調査は児童生徒が自分の気持ちや身体^{カラダ}の変化に気づき、つらさを表現する機会となることや、教職員やSCが児童生徒の個別面談をする際に、調査項目について質問しながら面接ができる等、さまざまな場面で活用することができるツールです。

なお、実施については、その判断も含めSCの助言を受けてください。

ココロ からだ けんこうちょうさ

心と身体^{ココロ}の健康調査

じっしび ねん がつ にち
実施日 年 月 日
ねん くみ しめい
年 組 氏名

わたしたちにとって、とてもつらいことが起^きこりました。今^{こんかい}回^しのできごとを知^しってからのあなた^{あなた}の様子^{ようす}について、教^{おし}えてください。次^{つぎ}の質^{しつもん}問^{もん}にあてはまるものに○をつけてください。

- | | | | |
|--|----|----|-----|
| 1. ねむれない(寝 ^ね つきがわるい・夜 ^よ 中 ^{なか} に目 ^め がさめる)。 | はい | 少し | いいえ |
| 2. いやな夢 ^{ゆめ} やこわい夢 ^{ゆめ} をみる。 | はい | 少し | いいえ |
| 3. 気 ^き 分 ^{ぶん} がしずむ。 | はい | 少し | いいえ |
| 4. 小 ^{ちい} さな音 ^{おと} でもびくっとする。 | はい | 少し | いいえ |
| 5. 人 ^{ひと} と話 ^{はな} す気 ^き にならない。 | はい | 少し | いいえ |
| 6. いらいらしやすい。 | はい | 少し | いいえ |
| 7. 気 ^き 持 ^も ちが動 ^{どう} 揺 ^{よう} しやすい(落 ^お ち着 ^つ かない)。 | はい | 少し | いいえ |
| 8. いやなことを思 ^{おも} い出 ^だ させる場 ^{ばしょ} 所 ^{じょ} や、人 ^{ひと} や物 ^{もの} をさける。 | はい | 少し | いいえ |
| 9. 身 ^{からだ} 体 ^{てん} が緊 ^{きん} 張 ^{ちやう} しやすい。 | はい | 少し | いいえ |
| 10. 自 ^じ 分 ^{ぶん} を責 ^せ める(自 ^じ 分 ^{ぶん} のせいで悪 ^{わる} いこと ^{こと} が起 ^お こったと思 ^{おも} う)。 | はい | 少し | いいえ |
| 11. 思 ^{おも} い出 ^だ したくないのに、いやなことを思 ^{おも} い出 ^だ す。 | はい | 少し | いいえ |
| 12. 食 ^{しょく} 欲 ^{よく} がない。 | はい | 少し | いいえ |
| 13. ものごと(勉 ^{べん} 強 ^{きやう} など)に集 ^{しゅう} 中 ^{ちゆう} できない。 | はい | 少し | いいえ |
| 14. 頭 ^{あたま} やお腹 ^{なか} が痛 ^{いた} い。 | はい | 少し | いいえ |
| 15. なにか不 ^ふ 安 ^{あん} だ。 | はい | 少し | いいえ |

いま きも か そうだん
今^{いま}の気^き持^もち *どんなことでもいいですので、書^かいてください。相^{そう}談^{だん}したいことでもいいです。

東京都教育相談センター「生命にかかわる事件・事故後の心のケア」第2版P. 28(富永良喜・高橋哲作成「子ども版災害後ストレス反応」調査の加筆修正版)を再度加筆修正

「学校における緊急支援体制の確立～心的ケアの観点から～」(平成21年3月埼玉県立総合教育センター)

http://www.edit.ne.jp/~ham/saitama_sc/322_shidousoudan.pdf